

# 令和4年度(2022年度)熊本市・福井市小学生交流事業実施要項

## 1 目的

青少年教育の一環として、熊本市の姉妹都市である福井市と小学生相互の交流を行い、寝食を共にした生活体験や両市の文化紹介、歴史・文化施設の見学等を通して、両市の友好関係を深め、次代を担う青少年リーダーの育成を目的とする。

## 2 主催

熊本市教育委員会

## 3 協力

熊本市子ども会育成協議会

## 4 事業概要

- (1) オンライン交流 令和4年(2022年) 7月10日(日)
- (2) 受入期間 令和4年(2022年) 8月5日(金)~8月7日(日) (2泊3日)
- (3) オンライン交流 令和4年(2022年) 11月20日(日)
- (4) 派遣期間 令和5年(2023年) 1月6日(金)~1月8日(日) (2泊3日)
- (5) 団員構成

熊本市団員 16人(団長1人、他引率者3人、小学生団員12人(男子6、女子6))

福井市団員 15人(団長1人、他引率者2人、小学生団員12人(男子6、女子6))

### (6) 交流活動内容※

- 【受入】熊本市教育長表敬、福井市小学生との交歓会、熊本市文化施設見学、火の国まつり参加 等
- 【派遣】福井市教育長表敬、福井市小学生との交歓会、福井市歴史文化施設見学、スキー体験 等
- 【オンライン交流】

※活動内容は変更になる場合がある。

## 5 団員資格

熊本市団員については次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内小学校6年に在籍し、または市内に在住する児童で、保護者の同意、学校長の承諾を得た者
  - (2) 心身共に健康で、団体行動・団体生活に十分適応できる者
  - (3) 派遣・受入・オンライン交流のどちらにも参加できる者
  - (4) 事前・事後の説明会・研修会に参加できる者
- (受入) 事前2回・事後1回、(派遣) 事前1回・事後1回

## 6 団員募集・申込

- (1) 団員募集については、熊本市ホームページに募集記事を掲載すると共に各小学校、熊本市子ども会育成協議会、公立公民館に対し、周知協力を依頼する。
  - (2) 申し込みについては、団員参加申込書(別紙様式1)に必要な事項を記入して、熊本市教育委員会に提出する。
  - (3) 申込書提出期限及び提出先
- 提出期限 令和4年(2022年)6月10日(金)
- 提出先 熊本市教育委員会事務局 青少年教育課

## 7 団員の決定

参加希望者より提出された申込書により、先着順に団員を決定する。なお、結果については熊本市教育委員会から各応募者及び学校長に郵送により通知する。なお、団員として不適当な事由が生じた場合には、その資格を取り消すことがある。

## 8 研修会等の開催

団員として決定した者は、下記の研修会に参加すること。

研修名		日時	場所
受入	保護者説明会・事前研修①	令和4年(2022年)7月3日(日) 10時~16時 ※午前のみ保護者も参加	中央公民館
	事前研修②	令和4年(2022年)7月10日(日) 13時~16時	
	事後研修	令和4年(2022年)8月21日(日) 10時~12時	
派遣	保護者説明会・事前研修	令和4年(2022年)12月11日(日) 9時~12時 ※9:00~10:00は、保護者も参加	
	事後研修	令和5年(2023年)1月22日(日) 10時~12時	

※日程・場所等については、変更になる場合がある。

## 9 経費負担

(1) 原則として熊本市における交流活動経費は熊本市で、また、福井市における交流経費は福井市で負担する。ただし次に掲げる費用は、参加者の負担とする。

- ・ 派遣に伴う旅行経費の2分の1(10,000円程度(交通費、食事代等))

(2) 経済的理由等により、派遣に伴う負担金の納入が困難な場合、負担金の免除の申請を行うことができる。熊本市教育委員会はこの申請を受け、別途定める基準に照らし、措置が必要と認められた場合、納入を免除する。

## 10 参加に際しての留意事項

(1) 研修等への集合解散に伴う送迎等は、保護者の責任において行う。

(2) 派遣期間中、団員が病気・けが等により交流活動からの離脱を余儀なくされた場合、保護者が現地に駆けつける際必要になる費用及び保護者と団員の帰着までに係る費用は、全額自己負担とする。

(3) 不可抗力(台風等)による事業中止の場合は、主催者において対応を協議し必要な措置を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の点に留意のうえ、参加申し込みを行う。

- ・ 熊本県、福井県において緊急事態宣言が発令されている場合は、受入や派遣が中止となる。
- ・ 本人及び同居家族は、交流活動前1週間の健康観察を行う。
- ・ 発熱や感染の疑いの症状がある時は、交流活動に参加することができない。
- ・ 交流活動中に新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者となったりした場合は、保健所や医療機関の指示に従う。